

(別紙(第3条(4)関係))

本事業における関係人口に関する要件

本事業における関係人口として認められる者は、次に掲げる支給対象者の要件の事項の全てに該当し、かつ、地域の担い手確保の要件のいずれかに該当する者とする。

(1) 支給対象者の要件

- ① 転入時に50歳未満であること。
- ② 横手市の応援人口として「よこてfun通信」を講読していたこと。
- ③ 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
 - (ア) 「横手暮らし体験事業」を利用したことがあること。
 - (イ) 横手市移住体験事業に参加したことがあること。
 - (ウ) 転入日の属する年度を含め過去5年度において2回以上市にふるさと納税したことがあること。ただし、同一年度に複数回ふるさと納税した場合は1回とみなすものとする。
 - (エ) 首都圏横手市ふるさと会連絡協議会に属する各ふるさと会の会員又は会員の家族であること。
 - (オ) 市外で開催する横手市主催イベントに参加もしくは協力したことがあること。

(2) 地域の担い手確保の要件

- (ア) 秋田県内で農林水産業に従事する者。
- (イ) 秋田県内で家業を継承する者。
- (ウ) 市内で新たに事業を営む者。
- (エ) 市内で伝統工芸職を自ら営む者又はその見込みがある者。
- (オ) 自治会等の地域課題解決に向けた取組みに恒常的に参加し、地域の担い手となっている者。
- (カ) 秋田県内に本社または営業所のある企業等に就職した者。